

協同農業普及事業の実施に関する方針

静岡県

第1 基本的な考え方

この方針は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）の規定に基づき、国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針（令和7年4月30日付け、農林水産省告示674号）」を基本として、本県の地域特性を生かした普及指導活動を行うための基本的な方向づけと活動内容を示すものである。

本県では、温暖な気候や豊かな自然を活かし、多彩で高品質な農林水産物が生産されているが、国内外の環境変化や競争激化に伴い、生産性・収益性向上、担い手の確保、環境負荷軽減、自然災害への備えなどの課題が顕在化している。

このため、マーケットインの考え方に基づく生産体制を構築し、経営基盤の確立・強化、担い手の確保・育成を図るとともに、産業の枠を超えた連携により新たな価値を創造し、農林水産業を軸とした関連産業のビジネス展開を支援し、農業の生産力強化を図る。

また、協同農業普及事業を進めるためには、普及指導員それぞれの持つ個の力を養成しつつ、普及指導員及び農業革新支援専門員が、県の組織や関連機関との協働により、地域課題の解決に向けて最大の成果を上げられるよう取り組むものとする。

第2 普及指導活動の課題

静岡県食と農の基本計画に掲げる目標の達成に向け、国の施策の展開方向を踏まえつつ次のとおり取り組むものとする。

なお、重要施策は、別表のとおりである。

基本方向Ⅰ 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

農業従事者の減少・高齢化が深刻化する中、次世代を担う人材の確保・育成や農地の集積・集約化と生産性向上が必要不可欠である。加えて、資材価格高騰や気象災害による生産リスク、さらに国内市場の縮小により安定的な販路確保も課題となっている。

そこで、新規就農者の研修やマッチングにより担い手を育成し、スマート農業技術の導入を支援することで生産性向上を図る。また、農地の集積・集約化により収益性を高め、販路拡大やブランド化による産地づくりを支援する。さらに2050年までのCO₂ゼロエミッション化の目標達成に向け、環境に配慮した栽培技術を導入する生産者を支援するとともに、気候変動対策として高温耐性品種などの開発・普及を強化する。

基本方向Ⅱ 持続可能な農村の振興

本県は美しい景観や多彩な農林水産物に恵まれ、魅力ある地域資源を有する一方で、農村の人口減少や高齢化が進行し、農村集落機能の低下が深刻な課題となっている。農村活力維持には活動人口確保が重要で、災害予防や鳥獣被害対策、農村インフラ整備による安全な暮らしの実現が求められている。

そこで、地域コミュニティ活性化のため魅力発信や多様な人材呼び込みを進め、学生・企業との連携を強化し農山村の活動人口確保を図る。中山間地域では、農用地を維持・管理するための協定を締結し、農業生産活動の継続を支援する。さらに鳥獣被害防止のための人材育成や防災施設の修繕・耐震化を推進し、安全で住みやすい農村づくりを進める。

第3 普及指導員等の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員は、農林事務所農業振興部門に配置する。

普及指導員の配置に当たっては、普及指導員が求められる役割を果たし、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、普及指導員の適正な配置に努める。

また、配置に当たっては、農業及び農業経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、組織的な機能の発揮等にも留意する。

また、普及指導手当はその趣旨に鑑み、適切な運用に努める。

2 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

新規採用等の農業職職員を計画的に農林事務所に配置し、業務内外の研修を通じて速やかに普及指導員の任用資格を取得させるなど、将来にわたって安定的な農業振興を行うための人材養成及び確保に努める。

3 農業革新支援専門員の配置

農業戦略課に、高度な専門性や経験等を有し、各作物の行政施策の総合展開における調整、普及指導員の資質向上、試験研究、教育機関、生産資材の製造・流通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）などとの連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導活動の企画立案・総括・指導、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築を行う農業革新支援専門員を配置する。

第4 普及指導員等の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新並びに多様化及び高度化する農業者のニーズに対応するため、総合的な課題解決能力の向上を図るよう、普及指導員等の自己研鑽の促進及び研修を実施する。

1 人材育成計画

普及指導員の能力を継続的に向上させ、長期的な視点から普及活動に必要な人材の確保と適切な配置を進めるために、人材育成計画を策定する。人材育成計画には、本県普及指導員として目指すべき人材像とそれに向けて育成すべき資質を明確にし、普及指導員の育成に向けた取組方針を示す。

2 向上を図るべき資質

持続可能な農業経営体や認定農業者等の担い手の育成に向けた技術指導、経営指導の両面での研修や普及指導活動の手法についての研修を引き続き行い、普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質の向上に加えて、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題に効果的に対応するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）、農作業安全、鳥獣被害防止対策、国際水準GAP、知的財産（植物新品種、栽培技術、商標等）の戦略的な保護・活用など、高度な技術と知識の習得を積極的に図ることとする。

また、普及指導員に義務付けられる調査研究活動を有効かつ効果的に活用し、普及指導員の資質向上に資する。

3 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者など多様な関係者・関係機関からの積極的な情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術を習得するよう努めるものとする。

また、研修は、目的及び対象者に応じて、集合研修の他、OJT、派遣研修等を実施する。また、研修の実施にあたっては最新のICT等を効果的に活用しつつ、先進的な農業者、大学、大学院、試験研究機関、食料システム関係者、普及指導員の経験者、他の産業支援機関等と連携するものとする。

(1) 県段階における研修の実施

ア 地域段階における研修の実施

普及指導員として必要な基礎知識と技術を習得し、現地で実践的な指導力を発揮するために必要な研修を行うとともに、先進的な経営体等における一定期間の技術研修及び地域段階で起こりつつある課題等について職場内研修の充実を図る。

イ 県域段階における研修の実施

普及指導活動が効率的に展開できるよう、普及課題を推進するための研修、経営研修、新技術の習得、スマート農業、マーケティング、GAP、有機農業を含む環境保全型農業等の研修を実施する。

(2) 国段階における研修への派遣等

普及指導員等が農業・農村の動向、技術の進歩等に的確に対応した活動を行うため、国が実施する研修等に派遣する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 普及指導活動の重点化等

人口減少社会の進行や、デジタル技術の急速な革新、国際情勢の緊迫化、自然災害など、本県の農業・農村を取り巻く環境は急激に変化している中で、静岡県食と農の基本計画の目指す姿である「農業を憧れの職業へ」、「住みたい・訪れたい農村へ」の実現に向けて、普及指導活動を重点的に進めることとする。

現場における重要な課題については、静岡県食と農の基本計画の地域編のうち、特に普及指導員が実施すべき取組を普及指導計画として、農業革新支援専門員等が定め、農林事務所農業振興部門と連携して活動する。

本県農業の中核を担う経営体等の経営発展を加速化するため、経営改革に意欲がある経営体を重点的に伴走型で支援する。

地域農業の生産面・流通面の革新を行う課題については、農業革新支援専門員と農林事務所農業振興部門が連携して活動する。

2 行政施策の活用支援等

行政事務の一部を普及指導員が兼務する本県の体制の特徴を最大限に活かし、普及的手法のみならず補助事業や制度資金等の行政施策を積極的に活用するなど、手段・方策を効果的に組み合わせながら課題解決に取り組んでいく。

また、これらの成果や有用性、課題については個人情報保護等に十分留意しつつ情報を

発信・収集するなど、参考事例の普及・活用に努めるものとする。

さらに、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

3 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的機関として県が行うべき分野である、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする内容（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進等）を強化するよう努める。

4 関係機関との連携強化と役割分担

普及活動を効率的に推進するため、地域を支える市町や商工会等の関係機関、新技術開発を行う試験研究機関、青年農業者・新規就農者など農業を担うべき者の養成を行う農林環境専門職大学及び同短期大学部（以下「専門職大学等」という。）、その他の大学、大学院、食料システム関係者、他都道府県等と連携を強化する。

（1）地域関係機関との連携

持続可能な農業経営体を中心とした農業構造改革を進めるため、市町、農業委員会、農業協同組合、青年農業者等育成組織など地域の関係機関と連携に努めるほか、地域農業の振興を図る協議会等の活用を進める。

また、地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業及び水産業に関する普及指導員、商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意するものとする。

（2）研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員や普及指導員は、農林技術研究所、畜産技術研究所等の研究開発に企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えるなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たす。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図る。

（3）専門職大学等との連携

農林事務所農業振興部門と専門職大学等が連携・役割分担することにより、新規就農者や就農希望者、青年農業者、農業法人就業者等に対して総合的な対策を推進する。

（4）大学等との連携

課題解決の必要に応じ、大学、大学院、独立行政法人、民間企業等技術シーズを有する者及び産学連携に知見を有する者等との連携に努めるものとする。

（5）民間等との連携強化と役割分担

普及指導活動の重点化を図るとともに普及活動を効率的に推進するため、民間活力の積極的な活用に努める。

このため、地域の関係機関と連携を強化するほか、地域内で農業者支援を行う民間等と、連携・役割分担を図りながら普及活動を展開する。

5 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

持続可能な農業経営体を中心とした産地構造改革や有機農業の推進には、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験を活かすことが重要である。

このため、先進的な農業者等と協調して普及活動を推進するほか、新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

また、農業革新支援専門員や普及指導員は、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築に努める。

さらに、このような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援等に努めるものとする。

6 都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、農業革新支援専門員等が中心となって行政区域を越えた情報の共有、技術協力等に努めるものとする。

7 普及指導計画の策定と評価

静岡県食と農の基本計画に掲げる目標達成に資するため、各地域における将来の農業のあるべき姿を描きつつ普及指導計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施するものとする。

その成果については、内部評価とともに、先進的な農業者や外部有識者等による客観的な外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、評価結果を次年度以降の普及指導計画に反映することとし、普及指導活動の成果の向上に努めるものとする。

8 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員等による調査研究は、普及指導計画等の推進に関連付けて取り組むものとし、その成果は課題の解決に向けて積極的に活用するものとする。また、これにより普及指導員の課題解決能力の向上に資するとともに、県の研究所の研究成果を現場へ反映させる手法としても活用するものとする。

9 農林事務所農業振興部門の運営

農業改良助長法第12条第2項各号に規定する普及指導センターの事務は、県内7カ所に設置する農林事務所農業振興部門が行う。

持続可能な農業経営体を核とした活力ある農業構造への転換を目指すこれまでの取組とあわせ、生産性と持続性を両立した次世代農業の実現を進めるため、農業者に対する情報の提供及び相談を実施する。

なお、普及指導活動を行うための拠点施設としての機能が充分発揮されるよう、インターネットを活用した情報ネットワークの整備や内容の充実を図るとともに、農林事務所内の情報の共有化など情報管理システムの整備等ICT等の活用を積極的に進める。

また、情報ネットワーク等を活用し、普及指導活動の実施状況や成果等について取得したデータの管理や取扱いには十分に留意しつつ情報発信を行うよう努めるものとする。

10 農業革新支援センターの業務

農業戦略課革新支援班では、先進的な農業者の高度かつ専門的な相談対応、研究開発への参画、普及指導活動の総括、普及指導員の資質向上、教育機関との連携などの業務を行う。

先進的な農家からの高度かつ専門性の高い相談等は、農業革新支援専門員が、各地域の農林事務所の普及指導員等と連携して対応する。

その際、国や他都道府県との全国的なネットワークを通じ、必要に応じて、関係者からの協力や情報を得ようと努めるものとする。

11 研修教育の充実強化

農業の生産力を高め、優れた技術と経営感覚を備えた担い手を育成・確保するため、農林事務所農業振興部門と専門職大等は、関係機関等と連携・役割分担することにより、多様化する担い手に対して総合的な対策を推進する。

(1) 専門職大学等における研修教育の充実

ア 専門職大学等の研修教育を充実するため、時代の進展等に対応した研修教育施設となるよう教育環境の整備を進める。

イ 専門職大学等は、就農意欲のある青年等を対象に、農業技術の高度化、経営の専門化、農村生活の多様化等に対応できる能力と幅広い視野を有し、国際化の進展など流動的な社会情勢に対処し得るような農業者を育成する研修教育を行う。

ウ 専門職大学等の施設等を活用し、農業法人等への就職や自立就農を目指す離転職者等に対し、農業の基礎知識・技術を習得するための職業訓練を行う。

エ 専門職大学等の施設等を活用し、農業に従事している青年等に対する高度な専門技術や経営管理能力、地域農業のリーダーとしての資質等の向上を図るための研修を行う。

オ 専門職大学等は、カリキュラム等を内容とする教育計画書に基づき、研修者の発展段階に応じて実践的な研修教育を行う。

カ 他県の農業大学校、大学、関係団体等との連携を深め、研修教育水準の向上に努めるとともに農業高校における教育内容に配慮し、研修教育内容の充実を図る。

キ 専門職大学等は、その研修者等に対し男女共同参画社会への理解促進を図る研修教育を行う。

(2) 農林事務所農業振興部門における新規就農者の育成・確保対策の体系的な実施

ア 静岡県農業振興公社担い手支援課、農業団体等と連携し、新規就農相談窓口を設置し、就農希望者の円滑な就農促進のための指導・助言を行う。

イ 地域農業の中核である農業経営士、青年農業士、農業法人等と連携し、新規就農希望者に対して、就業体験や農業の技術及び経営方法を習得するための実践研修の円滑な実施に努め、新規就農者の育成・確保を推進する。

ウ 各地域において、市町、農業協同組合及び農業経営士等からなる支援体制の整備に努めるとともに、関係機関等と連携し、新規就農者に対して、「就農計画」の作成段階から資金・農地の確保、技術や経営指導等の就農前後にわたる継続的な支援に努めるものとする。

(3) 青年農業者等の育成

ア 農林事務所農業振興部門は、次代を担う青年農業者等の技術改良や経営能力向上への取組及び地域活動に対する支援を行う。

イ 優れた青年農業者等を確保、育成していく手法として、農業高校生等の参加する実

実践的な研修を支援するなど、農業高校等との連携を図る。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

農業情勢の変化、農業施策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の改善に取り組むものとする。

(別表)

食と農の基本計画における重要施策

基本方向Ⅰ 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1－1 農業の成長産業化

1) 人材の確保・育成

(1) 担い手の確保・育成

- ・新規就農者の確保
- ・農林環境専門職大における人材の養成
- ・経営発展の支援

(2) 多様な人材の育成

- ・多様な人材の活躍推進
- ・農福連携の推進

2) 農業の生産性向上

(1) 施設園芸と畜産経営の生産性向上・安定化

- ・施設野菜・花きの生産性向上
- ・畜産経営の生産性向上、食肉センターの安定運営
- ・家畜伝染病への対応強化

(2) 土地利用型農業の生産性向上

- ・担い手への農地集積
- ・水田農業・露地野菜等の生産性向上
- ・茶業の構造改革の推進
- ・果樹産地における生産性の向上

(3) 先端農業技術の活用

- ・スマート農業技術の導入推進
- ・AOIプロジェクトの推進

(4) 農業生産基盤の整備・保全

- ・基盤整備の実施による生産性・収益性の向上
- ・農業水利施設の戦略的な保全管理

3) 戦略的なマーケティングの推進

(1) 県産品の高付加価値化の推進

- ・農林水産物や加工品の商品化支援
- ・地域の食ビジネスの活性化
- ・合理的な価格形成

(2) 首都圏等への販路開拓と流通・供給体制の強化

- ・県産品のブランド化
- ・プレミアム商品の販路開拓

- (3) 輸出産地の形成と販路開拓の支援
- ・マーケットインによる「輸出産地」の形成
 - ・商流・物流の構築による輸出体制の強化
 - ・清水港等を物流拠点とした輸出体制の強化

1-2 農業生産における環境変化への適応

1) 環境変化への適応

(1) 環境負荷の低減

- ・有機農業の推進
- ・未利用資源活用の推進
- ・温室効果ガスの削減技術の導入
- ・耕畜連携の推進

(2) 気候変動への適応

- ・気候変動対策の強化

基本方向Ⅱ 持続可能な農村の振興

1) 美しく活力ある農村の振興

(1) 地域コミュニティの活性化・交流促進

- ・多様な主体の参画による農業農村の多面的機能の発揮
- ・中山間地域の集落機能・農用地の維持
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・滞在型グリーン・ツーリズムの推進

(2) 農村地域の防災減災対策の推進

- ・農業用ため池の防災・減災対策
- ・農業用排水機場の機能強化